

豊橋市開発審査会基準第 16 号の告知手続きの事務の取扱い

(目的)

この手続きは、豊橋市審査会基準第 16 号（以下「基準第 16 号」という。）の許可申請に先立ち、現地調査依頼票（以下「依頼票」という。）の提出のあった案件について、当該土地の要件を有する範囲を確定させたうえで、その範囲の土地を複数の区画に分割する等の手続きの流れを明確にすることで、許可申請の円滑化を図ることを目的とする。

(概要)

この手続きは、依頼票の提出があった案件について、許可申請に至るまでの流れを明確にするものである。

- (1) 基準第 16 号の要件の確認、要件を有する範囲の確定、及びその範囲の土地を複数の区画に分割する際の計画の許可申請前の調整を行う。
- (2) 当該土地が運用基準第 1 項第 (4) 号ア、イ、ウに該当する土地の分割、及び基準第 4 項ただし書きに該当し、複数区画に分割する場合は、原則として、この手続きを行う。
- (3) 手続きが完了した案件について、当該依頼票に建築指導課の告知手続き完了の旨を表示し、その写しを依頼票の提出者に交付する。
- (4) 依頼票提出時点での審査であるため、許可申請の際は、最新の添付図書で改めて許可基準の適合性の審査をする。また、手続き完了から許可申請までの間に区画・敷地面積等、計画を変更する場合は、その計画の提出を求めて、同様の審査を行う。

(手続きの流れ)

この手続きの許可申請までの流れは、裏面のフローチャートを原則とする。なお、図面や資料の作成進捗により、審査できるものについては、適宜行う。

(添付図書)

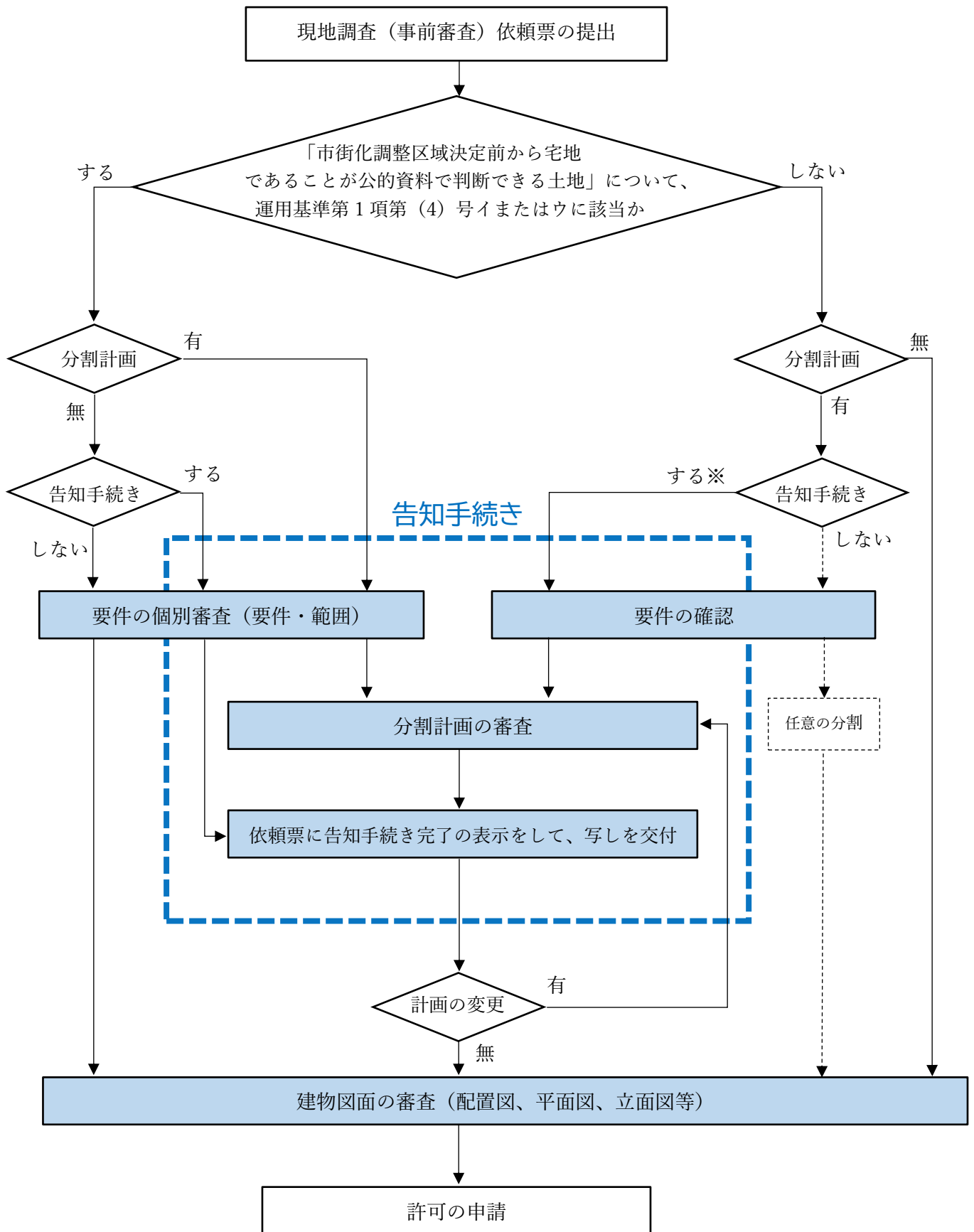
この手続きの依頼票に添付する図書は、原則として以下のとおりとする。

- (1) 付近見取り図（連たん図）
- (2) 公図の写し
- (3) 土地の全部事項証明書
- (4) 線引き前から宅地であることを証する書類
- (5) 測量図（当該土地を分割する場合に必要。各区画の敷地面積、有効面積が明確なもの）
- (6) 土地利用計画図（当該土地を分割する場合に必要。各区画の敷地用途、給排水経路及び接道状況が明確なもの）
- (7) 当該土地の現況写真

附則

この手続きの運用は、令和 4 年 7 月 11 日から行う。

別図：告知手続きの流れ



※ 運用基準第1項第（4）号アまたは基準第4項ただし書きの場合は、原則として、この手続きを行う。